多度津町

令和５・６年度建設工事入札参加資格審査申請要領

多度津町に建設工事の入札参加資格審査申請をしようとする者は、経営事項審査を受審の上、この要領に従い申請してください。

審査基準について

下記期間の経営事項審査を受審している必要があります。

県内業者（建設業法に規定する主たる営業所が**香川県内**にある建設業許可業者）

　　審査基準日　**令和３年10月１日～令和４年９月30日**

県外業者（建設業法に規定する主たる営業所が**香川県外**にある建設業許可業者）

　　審査基準日　**令和３年９月１日～令和４年８月31日**

社会保険等の加入状況について

**健康保険、厚生年金、雇用保険に未加入の事業者**は、資格審査申請を行うことができません。

審査基準日以降に加入となった場合は、別途確認できる書類を提出してください。

追加申請の受付について

　中間年度（令和６年度）に追加申請（新規事業者登録及び業種追加）の受付を行います。

なお、追加受付には所定の手続を要しますが、これについては別途、多度津町ホームページに掲載する予定（令和５年12月頃）としていますので必ずご覧ください。

☆中間年度（令和６年度）の追加申請における経営事項審査の審査基準日（予定）について

下記期間の経営事項審査を受審している必要があります

県内業者　**令和４年10月１日～令和５年９月30日**

　　県外業者　**令和４年９月１日～令和５年８月31日**

入札参加資格者名簿の公表について

　多度津町建設工事入札参加資格者名簿については、**令和５年４月３日（月）**に多度津町ホームページにて公表します。個別には通知しませんので、ホームページでご確認ください。

経営規模等評価結果通知書（コピー）の提出について

　入札参加資格者名簿の有効期間中において、必ず経営事項審査を受け、経営規模等評価結果通知書のコピーを（町内事業者は技術点項目等調書を添付して）提出してください。

　なお、経営事項審査を受けていない業種については入札参加資格を喪失します。また、社会保険等が未加入であった場合も入札参加資格を喪失します。

1

提　　出　　方　　法　　等　　に　　つ　　い　　て

**１　提出方法**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出方法 | ・**持参**または**郵送**　**※審査日が異なるので、下記審査日時を確認すること。** |
| 提出部数 | ・１部 |
| ファイル | ・**個別フォルダー**（●ブルー（青系））  ※フラットファイル及びその他指定外のファイルでの提出は無効となります。詳しくは**『個別フォルダーの使用について』**を確認してください。  ・**Ａ４判のみ**受け付けます。  ・『受付確認シート』に記載された順序で綴ってください。 |

**２　審査日時・場所**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査日時 | 持参の場合 | 郵送の場合 |
| 令和５年  1月５日（木）～1月18日（水）  【午前】９時～11時30分  【午後】１時～４時30分  （土日祝を除く。） | 令和５年  １月19日（木）～１月31日（火）  （受付最終日の消印有効） |
| 令和５年１・２月　　　　　　　持参　　　　　　　　　郵送   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ | | ８ | ９ | １０ | １１ | １２ | １３ | １４ | | １５ | １６ | １７ | １８ | １９ | ２０ | ２１ | | ２２ | ２３ | ２４ | ２５ | ２６ | ２７ | ２８ | | ２９ | ３０ | ３１ | １ | ２ | ３ | ４ | | ５ | ６ | ７ | ８ | ９ | １０ | １１ |   持参による申請の場合は審査日期間中の閉庁日（土日祝）は除きます。**審査日時以外に提出されたものは無効となりますので十分に注意してください。** | |
| 場　　　所 | 多度津町役場　総務課（本庁舎２階） | |

・受付時間を厳守してください。

・期間の後半は混雑が予想されるため、可能な限り期間に余裕を持って申請してください。

**３　有効期間**

2

|  |
| --- |
| 令和５年４月１日　～　令和７年３月31日 |

**４　申請書類等**

次の該当する項目について申請書類を作成すること。

（◆：多度津町独自様式、◎：必須提出、○：該当する業者のみ提出、－：提出不要）

3

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 提　出　書　類 | | (Ａ) | (Ｂ) | (Ｃ) | (Ｄ) | (Ｅ) |
| 多度津町内の本社を申請 | 多度津町外に本社があり、  多度津町内の営業所を申請 | 香川県内（多度津町外）の本社を申請 | 香川県内（多度津町外）または県外に本社があり、香川県内（多度津町外）の営業所を申請 | ・香川県外の本社を申請  ・香川県外の本社もしくは営業所を申請 |
| 1 | 受付確認シート（Ａ～Ｅのいずれか） | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 2 | 建設工事入札参加資格審査申請書 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 3 | 申請営業所調書 | ◆ | － | ◎ | － | ◎ | ○ |
| 4 | 申請業種等調書 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 5 | 委任状 | ◆ | － | ◎ | － | ◎ | ○ |
| 6 | 誓約書 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 7 | 建設業許可を受けていることを証明する書類 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 8 | 建設業許可申請書別紙二（２） | | － | ◎ | － | ◎ | ○ |
| 9 | 多度津町税（全ての税目）の滞納のない証明書 | 納税証明書等 | ◎ | ◎ | － | － | － |
| 10 | 香川県税（全ての税目）の納税証明書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | － |
| 11 | 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税の納税証明書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 12 | 個人住民税の滞納がない旨の証明書 | － | ○ | ○ | ○ | － |
| 13 | 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 | 経審関連 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 14 | 技術職員名簿 | ◎ | ○ | ◎ | ○ | － |
| 15 | 工事経歴書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 16 | 営業所写真 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | － |
| 17 | 発注者別評価点申請書 | ◆ | ◎ | ◎ | － | － | － |
| 18 | 技術点項目等調書 | ◆ | ◎ | ◎ | － | － | － |
| 19 | ISO 9001登録証 | | ○ | ○ | － | － | － |
| 20 | ISO 14001またはエコアクション21登録証 | | ○ | ○ | － | － | － |
| 21 | 障害者雇用の報告書 | ◆ | 〇 | 〇 | － | － | － |
| 22 | 育児・介護休業制度に係る報告書 | ◆ | ○ | ○ | － | － | － |
| 23 | 就業規則 | | 〇 | 〇 | － | － | － |
| 24 | 多度津町人権研修会等受講参加証明書 | ◆ | ○ | ○ | － | － | － |
| 25 | 建設業労働災害防止協会への加入証明書 | | ○ | ○ | － | － | － |
| 26 | 災害協定締結等が確認できる書類 | | ○ | ○ | － | － | － |
| 27 | 活動等実施報告書 | ◆ | ○ | ○ | － | － | － |
| 28 | 技術職員の保有している技術資格等について | ◆ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

**５　提出書類の注意事項等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 提出書類 | 説明・注意事項等 |
| 1 | 受付確認シート  （Ａ～Ｅのいずれか） | ・指定様式（Ａ～Ｅ）のうち、該当する書式を使用すること。  （Ａ）→多度津町内の本社を申請する場合  （Ｂ）→多度津町外に本社があり、多度津町内の営業所を申請する場合  （Ｃ）→香川県内（多度津町外）の本社を申請する場合  （Ｄ）→香川県内（多度津町外）または県外に本社があり、香川県内（多度津町外）の営業所を申請する場合  （Ｅ）→・香川県外の本社を申請する場合  ・香川県外の本社もしくは営業所を申請する場合 |
| ２ | 建設工事入札参加資格審査申請書 | ・指定様式を使用すること。 |
| ３ | 申請営業所調書 | ・指定様式を使用すること。  ・申請する業種の全部又は一部について、建設工事の請負にかかる**見積り、入札及び契約締結等に関する一切の権限を営業所に委任する場合**に必要となる。 |
| ４ | 申請業種等調書 | ・指定様式を使用すること。  **・申請営業所数は、本社（主たる営業所）を含めて２箇所までとする。**  ・同一業種を、複数の営業所（本社を含む。）で申請することはできない。  ×例１）大阪支店　電気　×例２）本社　　　　造園  　　　　　　高松支店　電気　　　　　高松営業所　造園 |
| ５ | 委任状 | ・指定様式を使用すること。  ・営業所（本社を除く）を登録する事業者必要となる。  ・営業所（本社を除く）を２つ登録する場合は２部必要となる。  ・№３「申請営業所調書」に併せて提出すること。 |
| ６ | 誓約書 | ・指定様式を使用すること。  ・本社（主たる営業所）の代表者（個人事業主の場合は個人）名により誓約すること。 |
| ７ | 建設業許可を受けていることを証明する書類  【コピー可】 | ・以下の①～③のうち、いずれか１つを提出すること。  　①建設業許可証明書　②建設業許可通知書  　③「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを印刷したもの  **※①及び②は令和４年10月１日以降に発行されたものであること。③は印字された日付が令和４年10月１日以降であること。** |
| ８ | 建設業許可申請書  別紙二（２）  【コピー可】 | ・№３「申請営業所調書」に併せて提出すること。  ・直近で業種追加した場合は、別紙二（１）も添付すること。  ・国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の「営業所の一覧」の必要ページを印刷したものでも可とする。  4 |
| ９ | 多度津町税（全ての税目）の滞納のない証明書  【コピー可】 | ・多度津町内に申請する営業所（本社を含む。）がある事業者が対象となる。  ・法人の場合は法人の、個人事業主の場合は個人のものが必要となる。   |  |  | | --- | --- | | 発　行　窓　口 | 電　話　番　号 | | 多度津町　税務課 | 0877-33-1118 |   ・**令和４年10月１日以降に発行されたものであること。** |
| 10 | 香川県税（全ての税目）の納税証明書  【コピー可】 | ・香川県内に申請する営業所（本社を含む。）がある事業者が対象となる。  ・**令和４年10月１日以降に発行されたものであること。**  ・すべての税目で未納の税額が無い旨の証明書が必要。  ・県税の納税証明書の発行を請求するためには、法人等の代表社印と受領者の本人確認が必要となる。  ・交付手数料として、１通につき400円の**県証紙**が必要となる。  ・香川県税の納税証明については、次のホームページから確認すること。  （県税のページ）  <https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/>  （県税のページ　Ｑ＆Ａ納税証明書について）  <https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/>  q\_and\_a/qa013.htm#q5 |
| 11 | 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税の納税証明書  【コピー可】 | ・提出を行う納税証明書の種別について  　法人の場合（様式その３の３）  　個人の場合（様式その３の２）  **・令和４年10月１日以降に発行されたものであること。**  ・国税の納税証明については、次のページから確認すること。  <http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>  ・納税証明書のオンライン交付請求について  ※電子納税証明書は提出不可なので注意すること。  <http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm>  5 |
| 12 | 個人住民税の滞納が無い旨の証明書  【コピー可】 | ・香川県内（多度津町除く。）の個人事業主のみ必要となる。  ・令和４年１月１日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたものが必要となる。  ・様式は香川県ＨＰに掲載しているものを使用すること。  **・令和４年10月１日以降に発行されたものであること。** |
| 13 | 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書  【コピー】 | ・審査基準日が指定期間以内のもの。  ※本要領１ページ目『審査基準について』を参照すること。  ・左記の結果通知書を未受領の場合は、審査済（受付）印のある**経営規模等評価申請書・総合評定値請求書、工事種類別完成工事高（別紙一）及びその他審査項目（社会性等）（別紙三）**のコピーを提出すること。この場合、**令和５年３月末日までに結果通知書を提出**すること。  　なお、**期限（郵送は消印有効）までに提出が無い場合、入札参加資格申請が無効**となるので注意すること。 |
| 14 | 技術職員名簿  【コピー】 | ・経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の別紙二  ・香川県内に本社がある事業者が対象となる。  ・№13「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」審査基準日時点のもの。 |
| 15 | 工事経歴書（１年分）  【コピー】 | ・建設業法施工規則様式第二号（第二条、第十九条の八関係）  ・№13「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」審査基準日時点のもの。 |
| 16 | 営業所写真 | ・指定様式を使用すること。  ・香川県内に申請する営業所（本社を含む。）がある事業者が対象となる。  **・営業所（本社を含む。）ごとに作成すること。**  　　例）本社と営業所を申請→２枚作成  ・指定様式に当該営業所の写真**（令和４年10月１日以降のもの）**を貼り付けて提出すること。 |
| ※17 | 発注者別評価点申請書 | ・指定様式を使用すること。  ・多度津町内に申請する営業所（本社を含む。）がある事業者が対象となる。 |
| ※18 | 技術点項目等調書 | ・指定様式を使用すること。  ・多度津町内に申請する営業所（本社を含む。）がある事業者が対象となる。  6 |
| ※19 | ISO 9001登録証  【コピー】 | ・多度津町内に申請する営業所（本社を含む。）があり、左記登録がある事業者が対象となる。  ・JAB（公益財団法人日本適合性認定協会）又はJABと相互認定されている審査登録機関が発行する**登録証及び付属書（日本語版）**のコピーを提出すること。 |
| ※20 | ISO 14001登録証またはエコアクション21登録証  【コピー】 | ・多度津町内に申請する営業所（本社を含む。）があり、左記登録がある事業者が対象となる。  【ISO 14001の場合】  JAB（公益財団法人日本適合性認定協会）又はJABと相互認定されている審査登録機関が発行する**登録証及び付属書（日本語版）**のコピーを提出すること。  【エコアクション21の場合】  認証を受けた**登録証**のコピーを提出すること。 |
| ※21 | 障害者雇用の報告書 | ・指定様式を使用すること。  ・多度津町内に申請する営業所（本社を含む。）があり、障害者雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用義務を達成し、同法43条第７項に規定する厚生労働大臣への報告をしている事業者または報告義務はないが身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している事業者が対象となる。 |
| ※22 | 育児・介護休業制度に係る報告書 | ・指定様式を使用すること。  ・多度津町内に申請する営業所（本社を含む。）があり、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）における努力事項として規定される制度を実施している事業者が対象となる。 |
| ※23 | 就業規則  【コピー】 | ・№22「育児・介護休業制度に係る報告書」に併せて**労働基準監督署の受付印が押されているもの**を提出すること。  ・該当部分にマーカー等で明示すること。 |
| ※24 | 多度津町人権研修会等受講参加証明書 | ・指定様式を使用すること。  ・多度津町内に申請する営業所（本社を含む。）があり、**令和３・４年度**に開催された多度津町が指定する人権等研修・講習会を受講している事業者が対象となる。  ・Webによる開催以外の研修会については、受講した際の多度津町の確認印が押印されているもの（原本）に限る。  **・令和３年８月から９月にかけて開催した「香川県人権・同和問題講演会（Web講演会）」及び令和４年８月に開催した「香川県人権・同和問題（Web講演会）」については受講後に発行される参加証明書の写しを提出すること。**  7 |
| ※25 | 建設業労働災害防止協会への加入証明書  【コピー可】 | ・多度津町内に申請する営業所（本社を含む。）があり、建設業労働災害防止協会へ加入している事業者が対象となる。  **・加入証明書のコピー等、加入済みであることを確認できるもの**を提出すること。 |
| ※26 | 災害協定締結等が確認できる書類  【コピー】 | ・多度津町内に申請する営業所（本社を含む。）があり、以下の事業者が対象となる。  〇災害協定締結事業者  　　〇防災連絡協議会会員  ・**協定書のコピー等、協定締結等が確認できるもの**を提出すること。 |
| ※27 | 活動等実施報告書 | ・指定様式を使用すること。  ・多度津町内に申請する営業所（本社を含む。）があり、**令和３年１月１日～令和４年12月31日**の間、道路や河川など公共施設の清掃、通学路の環境美化活動など、地域住民の生活環境の向上に寄与する活動を行った事業者が対象となる。  ・左記報告書の提出は**３回分まで**とする。 |
| 28 | 技術職員の保有している技術資格等について | ・本書式についての提出は任意とする。指定様式による提出のほか、任意の様式での提出も可とする。  ・所属している技術職員が各種建設業を行うにあたり保有している技術資格等を可能な範囲で記入すること。 |

※№17～27については、「令和５・６年度建設工事入札参加資格審査申請に伴う発注者別評価点について」を参照すること。

**６　問合せ先**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担　当　窓　口 | 住　　　　所 | 連　　絡　　先 |
| 多度津町総務課  管財契約係 | 〒764-8501  香川県仲多度郡多度津町栄町  三丁目３番95号 | ＴＥＬ：0877-33-1110  ＦＡＸ：0877-33-2550 |

8

8